

令和7年度第2回作業報酬審議会 会議録（公開）

1 日 時 令和8年3月24日（水）15時00分～16時00分頃

2 場 所 川崎市役所 本庁舎 304会議室

3 出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局 6名
参考人 建設緑政局技術監理課 1名
傍聴人 4名

4 諮 問 令和8年度特定工事請負契約作業報酬下限額の諮問
（諮問書を財政局資産管理部長から審議会会長に手交）

5 議 題

- (1) 公契約制度の施行状況について
- (2) 作業報酬台帳の作成に係る事務負担調査の結果について
- (3) 令和8年度 特定工事請負契約の作業報酬下限額についての審議

6 議 事

(1) 審議事項

特定工事請負契約の作業報酬下限額について（非公開）

作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3号の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので非公開とする。

(2) 報告事項

公契約制度の施行状況について（公開）

昨年8月に実施した審議会において既に報告しており、その際に提出した資料に、その後台帳審査を行った分の数値を計上しているものである。

作業報酬台帳の作成に係る事務負担調査の結果について（公開）

令和6年度に実施した特定工事請負契約の締結業者複数者を対象とした、作業報酬台帳の作成に係る事務負担調査の結果についての報告を行うものである。

審 議

結 論（全会一致）

「特定工事請負契約の作業報酬下限額について」は、令和8年3月から適用される公共工事設計労務単価の93%の額とすることを審議会として決定する。

7 閉 会

審議会終了後、審議会会長から財政局資産管理部長に答申書を手交